

## 平成27年度 第2回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成27年5月12日（火）  
午後2時00分～3時21分
- 2 場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室
- 3 出席委員  
小島会長 石塚委員 鈴木（れ）委員 鎌田委員 中委員  
平原委員 大野委員 新屋敷委員 小泉委員 鈴木（孝）委員  
鎌倉委員 上平委員 高橋委員
- 4 欠席委員  
大津委員 鈴木（五）委員 米澤委員 杉田委員 栗飯原委員
- 5 事務局  
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長  
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 寺田健康増進課課長補佐  
小西障害者支援課長 古林社会福祉課健康福祉政策室長  
富樫健康福祉政策室主査
- 6 傍聴者  
なし
- 7 議題  
(1) 答申について  
・「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について  
  
(2) 継続審議  
・「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について
- 8 議事録（概要）  
(小島議長)  
会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、「附属機関に関する条例第5条第2項」の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、「市民参加条例」の規定により、審議会は公開となっております。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、予めご了承ください。それでは、議事に入らせていただきます。

前回の平成27年度第1回流山市福祉施策審議会では、「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定」及び「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の諮問があり、審議を行いました。

先ず、「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正についてですが、前回審議会終了後ご意見があればFAX・メールで事務局に送付するということでしたが、その結果について事務局から報告をお願いします。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

FAX・メール等でのご意見はありませんでした。

(小島議長)

前回の審議で出たご意見等を踏まえ、私の方でたたき台として答申案をまとめさせていただき、予め送付させていただいたところですが、その後、私と鎌田職務代理者との協議の中で、追加・修正したい内容があり、本日、追加資料として修正した答申案を配付させていただきました。ここで、私から皆様にご提案をさせていただきたいと思います。

前回の諮問・審議を踏まえて、本日答申を取りまとめるスケジュールで進めてきたところです。事務局とも相談させていただいた結果、十分な審議を尽くしたうえで答申を取りまとめるため本日については、お配りした修正案も含め本件について継続して審議することとして、次回6月2日の第3回審議会では答申を取りまとめることとしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは前回事務局から説明がありましたが、前回の審議も踏まえて補足説明等がありましたら、お願いします。

(事務局；小西障害者支援課長)

「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について補足説明

(小島議長)

只今、事務局から説明がありました。

委員の皆様からご意見・ご質問等をいただきたいと思います。

特にないようでしたら、続きまして「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正についての答申案について議案とします。

まず答申案を読み上げます。

委員の皆様から、この答申案について御意見・御質問または事務局からの補足が必要でしたら、その点につきまして御質問をお願いします。

(上平委員)

建物が建って33年経っていると書いてありますが、この建物を改修したり拡張したりしたことはありますか。

(事務局：小西障害者支援課長)

拡張はしていませんが、トイレを改修して多目的トイレとしております。1階に設置して車いすで御利用いただけるようにしております。和式の便器を洋式に変えて障害者の方も利用しやすくしております。

(上平委員)

対象者が拡大することで、今の施設がハードの面で変えなければならないところはないのでしょうか。

(事務局：小西障害者支援課長)

建物は古い建物ですので、修繕に取り組んでいるところです。現在身体障害者センターですので身体障害者の方が利用されるところで、今後はスロープの整備が必要となってくると考えますが、現在ハード面での大きな改修は考えていません。

(上平委員)

職員の方は今迄は身体障害者が対象ということで、職員の方が対応していたと思いますが、今度いろいろな方がお見えになって、答申には専門性を高めることと書いてありますが、対応するために特殊な技能を持った職員が必要なのか必要でないのか。もし必要ならば専門性を高めるではなく配置することとしなければならないと思います。

(事務局：小西障害者支援課長)

専門性のある職員の配置ですが、障害者枠を広げるということで、精神障害者の方もおいでになるということで、仕様書の方には、専門的知識のある方を、配置して対応していただけるような仕様書を考えています。「障害者総合支援法」が全ての障害者に対応するというので、他の事業所も今まで知的障害者専門で事業を展開していたところも今の障害者総合支援法に変わった時点で、

他の障害全てに対応できる専門的知識を身に付けて、対応することになっておりますので、そのような仕様書を作って参りたいと考えています。

(上平委員)

お願いがあるのですが、現場を知らないで紙の上だけで考えるのでは難かしいので現場がどうなっているのか見学する機会がないものですからその辺も考えてもらいたい。

(事務局：宮島健康福祉部長)

福祉施設は公的や民間の施設が多数あります。審議会から見学のご要望をいただいております。施設見学が先行していれば良かったかなと反省しております。早期に施設の視察し、流山市の福祉施設の現状を御理解いただけるような機会を作っていきたいと考えています。

(平原委員)

視察に行くと言ってもなかなかいきませんので、各施設をスライドで撮ってプロジェクターで見せていただければ、それでいいのではないのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

平原委員の御意見も参考とさせていただきながら、より効率的な紹介方法を検討してまいります。

(高橋委員)

平成18年度が松戸市で、我孫子市が25年度、流山市が今年なった訳ですが、遅れた理由が何かあるのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

時期的に「障害者自立支援法」ができた時期と指定管理者に委託した時期がかぶってしまっていて指定期間が5年間だったので、その間に見直すとなると指定管理者を見直す必要があったので指定管理期間が終了するこの時期に合わせて条例改正をしたいと考えています。

(高橋委員)

市長から諮問されたのが4月で、障害者支援課の職員は準備を始める訳ですが、さまざまな問題とか課題とか考えなければならぬと思いますが、事前にもう少し研究した上で諮問して答申するのが理想だと思いますが、もう少し時

期を見計らって諮問を出してもらいたい。

(小泉委員)

この施設は流山の北の外れにあるのですが、この施設に私が住む野々下から行った場合はとても遠いのです。近所にも障害者の方がいらっしゃいますが、車で行かなければ行けないところでその介助も大変です、単純に施設があるからその対象者を増やして利用できるようにしていく、何か簡単に考えていらっしゃるようですが、不便な所にあって利用しやすいように結びつけるのは難しいのではないのでしょうか。

(事務局：小西障害者支援課長)

東深井福祉会館は市の北部にあり中部とか南部の方には利用しづらい場所にあります、講座がある場合は送迎もいたします。送迎の仕方についてもアンケート調査の中で回る順番等の御意見をいただいておりますので、送迎バスを利用させていただきたい。

(鈴木（れ）委員)

東深井福祉会館は駐車場が少ないし、エレベーターも無いですね。だから身体障害者だと2階に行けないので、親の会でも車いすを使っている人が何人かいて、2階は使えないので不便だなと思っています。

(事務局：宮島健康福祉部長)

東深井の施設にスポットが当たって話が展開されているのですが、流山市の公共施設でエレベーターが整備されている施設は限られた施設しかありません。まだ高齢者や障害者に対しバリアフリーの視点が欠けている。これは公共施設の課題です。この課題についていっぺんには解消できません。エレベーターは施設を強化して作るのには1千万円位かかってしまう、これを一気に解決するのは難しいと考えています。これから高齢化を迎えるにあたり市としても東深井福祉会館だけでなく全体のバランスを考えてバリアフリー化に努めてまいりたい。エレベーターとのお話がありましたが、出来るものから順次取り掛かってまいります。

(事務局：小西障害者支援課長)

駐車場の件ですが、身障センターの脇の駐車場とは別にセンターの前に契約をして数台ですが駐車場を確保しております。

(新屋敷委員)

条例の趣旨には福祉の向上及び増進を図るとありますが、増進は健康で福祉は充実ではないでしょうか。

(小島議長)

答申案の 1 の 7 行目福祉の増進ではなく、福祉の充実と訂正いたします。

(鎌田委員)

前回障害者福祉センターが市の北部に 1 か所しかないという御意見がありましたが、事務局から他にも民間の施設とか他の市の施設で身体障害者の福祉の充実は図られているので、1 か所でもいろいろな施策は向上しているお話しがありました、その辺をもう一度お願いします。

(事務局：小西障害者支援課長)

施設が充実してきているという部分で先程お話しさせていただきました。今身体障害者だけ知的障害者だけという施設の充実だけではなく地域活動支援センター又は就労継続支援事業所、生活介護の事業所、ケアセンターで行っている身障デイサービスも充実してきています。施設の数も増えました。そのような中でいろいろなところを利用させていただいております。障害者の数は 30% の伸びですが、施設の数 2.5 倍と沢山のサービスをご利用いただけるようになってきました。事業所が増えたこともあり、もっと利用していただけるよう宣伝に努めてまいりたいと考えているところです。身体障害者福祉センターを障害者福祉センターに変えたいということでご提案させていただいているところですが、中身的には創作活動や趣味的活動が中心になってまいりますが、これは地域活動支援センターⅢ型とかが代わりとして障害者自立支援法で位置付けられている事業としてありますので是非活用していただきたいと考えております。

(上平委員)

答申案の (3) 「利用者のニーズに応じられるよう必要な専門性を有する職員の配置及び職員の専門性の更なる向上に努めること」とそんな風に直していただいた方が良いのではないのでしょうか。

(中委員)

今の上平委員の話になりますと (1) に適切な人員配置が出ているのでダブってしまうと思うのでその辺の調整が必要だと思います。

(小島議長)

質と量で考えると(1)は数の増加つまり量の増加に伴う適切な対応ができるような人員配置で(3)は質の確保という意味で考えて分けて書いたものです。ニーズを把握できる専門性の向上は重要なことだと思いますので上平委員の御提案のとおり「必要な専門性を有する職員の配置及び職員の専門性の更なる向上に努めること」と強めに書いてよいのではないかと思います。(1)に「適切な人員配置及び交通アクセス面を含めた設備」としたいと思います。その他皆様から御意見ございますか。

(高橋委員)

職員の専門性向上に努めることと専門職を置くこととするとを必ず置かなければならないことになると思います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

先程課長から申し上げたように現在指定管理者制度で運営を行っておりますので答申書に則った仕様書を作ることは可能です。指定管理者として手を挙げる事業者はそこを十分配慮した上でプレゼンテーションの準備をして考えると考えています。高橋委員が言われたようにすると遊びが無くなると思います会長がおっしゃっていただいたようなまとめ方でしたら仕様書の書き方もうまく整理ができると思います。

(上平委員)

指定管理者制度ですが、今はサポートネット流山がやっておりますが、その選定はどのようなプロセスで行っているのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

この条例の改正は6月議会に上程したいと考えています。その改正をもちまして8月から9月の間で事業者の募集を掛けます。10月以降に選定委員会を内部で作っておりまして、副市長をトップに市職員と専門性を持った第三者機関の委員です。その者が採点をさせていただいて事業者の中から選定してまいります。今、指定管理をしている法人も手を挙げることも可能ですし、法人格を持った事業者であれば参加は可能です。このようなプロセスで決定した業者は12月議会で議決をいただく、これが最終的プロセスで4月1日から新しい事業者が答申書でいただいたものを仕様書で反映させそれを提案して貰った内容で協定書を作っていきます。その協定書に基づき事業者は履行していくこと

になります。

(上平委員)

事業者は流山市内の業者だけですか、都内の業者でも良いのですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

事業によりまして、募集の掛け方に異なるものがありまして、例えば流山市に事業所を有する者とか駐輪場の整理は高齢者の就労を確保するためシルバー人材に特定するとか選定委員会で決定しますので今この段階では決まっておりません。上平委員の御指摘の通り「より専門性が高い市内のNPOに限定すべきではないか。」社会福祉法人も踏まえるべきではないかこういう意見を選定委員会の中で議論し、流山市の長が判断していくことで今のところ私の中ではオープンに募集したいと考えています。

(小島議長)

只今いただいた御意見を踏まえまして再度答申案を作成して、6月2日第3回審議会で答申として取りまとめたと思いますがいかがでしょうか。では次の議題「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局：増田健康増進課長)

追加箇所がございますので、それについて説明いたします。行動計画案の17ページをお開きください。概要版では5ページになります。流山市新型インフルエンザ等対策本部の構成が書かれていますが、本部員の中に消防長と教育長が抜けておりました。これを追加したいと思います。もう一点ですが、本部員の最初に水道事業管理者とありますが、今年の組織変更で上下水道事業管理者に変更になっております。前回の審議会の御質問の中に「流山市内に養鶏場はあるのか」との質問がありましたが、その後農政課に確認したところ養鶏場として届け出ているところは流山市内にはございませんが、1軒農家で鶏を飼育している所がありますが、豚とか牛は現在おりませんとのことでした。

(小島議長)

今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。

(上平委員)

このような事態となった場合、医療体制が活動できる体制になっているのか心配ですが、市内の医療施設でカバーできるのか、カバーできない場合は近隣から支援をいただくとか、そのような裏付けを考えておられますか。

（事務局：増田健康増進課長）

医療体制につきましては、国と県から指示が来ることになっております。新型インフルエンザは病原性が軽いのか重いのかそれによって対応が異なります。通常ですと診療所でもワクチン等で対応していただければなっていますが、そこでも対応出来ない場合が出てくると仮設の診療所を設置したりいたしますが、そのインフルエンザの病原性によって変わってくると考えています。

（上平委員）

24ページに接種順位に子ども、高齢者、成人と順位付けがありますが、これは医学的に決まっていると理解して良いのでしょうか。

（事務局：増田健康増進課長）

接種順位の考え方としていろいろ示されておりますが、この辺もインフルエンザの性格によって国が定めることになっております。（ア）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた場合はこのようになります（イ）我が国の将来を守るためを考えた場合はこうなります（ウ）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方、そのインフルエンザによって変わってくると思います。

（上平委員）

54ページにある行政上の権利利益とは何のことですか。

（事務局：寺田健康増進課長補佐）

例えば運転免許センター等人の集まる場所を閉鎖ことがあります。閉鎖中に免許の期限が切れてしまう場合は有効期限を延長する等の措置です。

（鈴木（孝）委員）

新型インフルエンザはどのような形で発生してどうなのかという対応が非常に難しい状況があります。国が定め、県が定め市町村として行動計画を定めなさいという流れになっていると思うので、市町村としては国、県と連携を図って、市民との対応をどうするかということになります。先程ありましたが医療関係も踏まえて対応も出てくると思うので、医師会のような専門的機関と十分協議

して流山市としてどこまでの対応ができるのか十分協議して定めていく必要があると思います。

(高橋委員)

新型インフルエンザが外国からやってきたり、急に何処からかやってきて、災害と同じで、万が一に備えての準備を国も県もやって市もそれに準じて対応していこう地域で拡大を防いでいこう、というのが本来の狙いだと思えます。いざそれが来た場合それが活用できるというものの作りだと思うのですが、これを読んでも想定ができないので分からないのです。これを皆でこのような体制でいったら良いではないかとか、その時の状況に応じて対応できる体制が出来ていくことを望む以外ないのではないのでしょうか。

(事務局：増田健康増進課長)

高橋委員から出ました準備というところで、行動計画を作るということで、諮問させていただいているところですが、事前準備というところでは、新型インフルエンザに備えて備蓄をしておりますのでご紹介させていただきますとワクチンは国と県で備蓄することになっております。市では防護服を3,410セット、サージカルマスクを34,500枚、消毒薬のメタノール500ミリリットルが80本同じく消毒薬のピューラックス600ミリリットルが144本、手指消毒薬が400本、納体袋が10袋用意しています。

(大野委員)

今、備蓄品の説明がありましたが、これは期限がありますが、随時見直しをしているのですか。

(事務局：増田健康増進課長)

更新しております。

(事務局：宮島健康福祉部長)

国・県・市が万が一の場合同じ行動をしなければならないそういう時のための備えですので、流山市の独自性どこに反映するのか難しいところがあります。流山独自で備えるというものは今のところ考えづらいと思います。それは相手が何者か分からないですから、必要最低限の備えはしておかなければならないことはルールとして定めておかなければならないという前提で考えています。また国や県の考え方で随時改正をしていかなければならないと考えています。機会がありましたら審議会に諮らしていただいて随時改正をしてまいりま

す。

(上平委員)

概要版の２ページ目に本市における被害想定という表がありますが、中程度で２００人程度亡くなる方がいます。重度になると８００人あくまで想定ですがこれが起きたら火葬するのも大変だと思います。実際に起きた場合はケースバイケースで対応出来ないのかなと思いますが、例えば津波が来て２０メートル３０メートルを想定して堤防を作らないと思います。２００人や８００人との数字を見せられると大変だということになってこれをカバーする対応をして行かなければいけないのか考えますが、その辺が難しいところだと考えます。

(事務局：宮島健康福祉部長)

委員の御発言の通りだと思います。新型ウイルスの危険性がまだ未知のもので国の指示から数字を割り出してもので、一方、本当にこのような死者が出た場合どうするのか、具体的方法は出ておりません、例えば東日本大震災が一つの範となるとは考えています。その辺は国の考え方の範囲になっていきますのでそれに付いていくことになるのではないのでしょうか。

(鎌田委員)

先程高橋委員が来てみないと何が来るか分からないとおっしゃったので私もその通りだと思います。何がどう来るか分からないことに備えてこの行動計画概要版の５ページに新型インフルエンザ等の流行が本市を含め、近隣市で発生し市長が任意で対策本部を設置すると書いてあります。インフルエンザだけでなく何が来るか分からないので、対策本部が新規に設置できるとの解釈で良いと思いますので、先程高橋委員からありましたように何がいつ来るか分からないので素早く対応していただきたい。市は市民の生命を守るという気概を持って対策本部を立ち上げてもらいたい。

(事務局：宮島健康福祉部長)

台風や大きな災害が想定される場合、流山市防災対策本部を市長が立ち上げますが、これも同様にインフルエンザ等ということでございますので、国のどこかで発生すれば蔓延化してくる可能性があります。その場合は国や県の指示を待つことなく流山市も想定していかなければいけない、どこまで書き込めるか難しい部分もありますが、対策本部という中にはそういう意を込めて表現させていただいております。

(上平委員)

等という字が微妙ですが、概要版の1ページを見ると千葉県は等が入っていないのですが、「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」ですから等がないのですが、千葉県は新型インフルエンザを対象として流山市は新型インフルエンザとそれに類似の疾病も対象とすると読めるのでその辺も確認してもらいたいのですが。

(事務局：増田健康増進課長)

概要版の1ページですが、県もインフルエンザ等と等が入っております。記載ミスです。訂正いたします。

(鈴木委員)

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に改定したと書いてあります。

(小島議長)

他にないようでしたら、本件につきましては本日の審議の中で出た御意見を踏まえまして私と会長職務代理者で答申案を作成し、次回6月2日の審議会で審議いただき、答申としたいと思いますが宜しいでしょうか。

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。